

令和6年（ワ）第5849号 地位確認等請求事件

原告 松竹 伸幸

被告 日本共産党

原告第8準備書面

（憲法学者である栗島智明准教授の意見書の概要とこれに基づく原告の主張）

2025（令和7）年5月8日

東京地方裁判所民事第37部甲合議E係 御中

原告訴訟代理人 弁護士 平 裕介

同 弁護士 伊藤 建

同 弁護士 佃 克彦

（連絡担当）同 弁護士 堀田 有大

本準備書面では、憲法学者である栗島智明埼玉大学准教授の「政党党員の除名処分に関する意見書」（甲30。以下「**栗島意見書**」という。）に基づき、本件における司法審査の在り方と、規約の有効性、及び、本件処分の違法性の主張を補充するものである。なお、略称は従前の例に従う。

1 司法審査の対象となるか否かは「法律上の争訟」か否かにより決せられ「部分社会の法理」は用いられないこと

憲法76条1項が裁判所に認めた「司法権」とは、要件①「当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争」であり、かつ、要件②「それが法令の適用により終局的に解決することができるもの」であるところ、部分社会の法理を適用し、司法審査の対象外とすることは、原則として認められず、憲法上の例外がある場合に限られることは、既に主張したとおりである（原告第1準備書面14～27頁）。栗島意見書は、「部分社会の法理」はもはや用いられるべきではなく、「法律上の地位（法的利益）」の有無を直截に審査すればよいと述べる（甲30・3頁以下）。

(1) 「部分社会の法理」はトートロジーであり司法審査の判断基準たりえない

そもそも、「部分社会の法理」とは、民事訴訟法学者である新堂幸司東京大学名誉教授が指摘するとおり、「それは、たんに各種団体に自治・自律的側面のあることを共通の要素として説明するに止まり、それがどのような範囲で裁判上も尊重されるか、どのような条件があれば認められるかを各種団体の性格に対応させてきめ細かく論じるところがない」として、実践的な法解釈技術として有用とは思われないと説いていた。

そのため、具体的に何が内部規律の問題なのかという点こそが、真の問題となる。富山大学単位不認定訴訟最判は、「一般市民法秩序と直接の関係」を有するかをもって内部／外部を区別していたが、「一般市民法秩序」が具体的に定義されていない。

共産党袴田最判は、「一般市民としての権利利益を侵害する」という定式を用いており、「権利利益」に関わるのか、そうでない事実上のものなのかを問題とする点で、やや洗練されている。

(2) 部分社会の法理は「法律上の争訟」の問題に解消される

しかし、栗島意見書は、いずれの基準も用いる実益はなく、当該事案で「法律上の地位（ないし法的利益）」が問題となっているか否か、換言すれば、「法律上の争訟性」の有無を判断すれば足りるという。

なぜなら、「司法権」の要件①「当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争」において、「一般市民法秩序と直接の関係」を有するか否かという問題は、ほとんどの場合、包含されているからである。

このことは、多くの裁判所も認めているところである。例えば、この分野における近時の重要裁判例である花柳流花柳会事件判決（甲 1 3）は、日本舞踊の最大流派である花柳流の家元から名取に対してされた同派除名処分をきっかけとして、花柳派名取としての地位確認請求等がなされたという事案において、「花柳流の名取の地位を基礎とする権利利益は…（中略）…日本舞踊家としての職業活動及び事業活動の基盤であり、
「【(A)】名取がその地位に基づいて享受する権利利益は、単なる事実上の利益にとどまらず、法的利益と評価されるべきものであって、【(B)】除名処分を受けた花柳流の名取による名取の地位の確認請求は、一般市民法秩序と直接の関係を有しない内部的な問題にとどまるものとはいえない」としたうえで、司法審査の対象性を肯定している。同判決の【(A)】の部分は、一般に宗教団体内部の地位に関してよく用いられる、「司法権」の要件①の判断と同様のものであり、ここでは「法律上の争訟」該当性が検討されているように見える。

ところが、【(A)】を受けた【(B)】では、除名処分が一般市民法秩序と直接の関係を有しない内部的な問題にとどまるものでないことが述べられている。つまり、裁判所は「司法権」の要件①の判断をもって、一般市民法秩序との関連に関する判断と代えている（なお、同判決に対する上告は

棄却され、上告受理申立も不受理とされ、この判断が確定していることは、既に述べたとおりである（甲 1 4）。。

したがって、団体内部の問題が争われている場合、法律上の地位（法的利益）が問題となっているか否かを問題とすればよいのであって、部分社会の法理を持ち出す必要はない。

(3) 「法律上の争訟」性が肯定される場合に裁判所が司法審査を拒むことは原則として許されない

部分社会の法理が、憲法 7 6 条 1 項が裁判所に授権した「司法権」という権限を縮減し、また、憲法 3 2 条が国民に保障する裁判を受ける権利を制約する以上、これを縮減ないし制約するものであるから、裁判所が司法審査を拒むことは、原則として許されないところである（原告第 1 準備書面 1 8 頁参照）。

栗島意見書も、憲法学者である高橋和之東京大学名誉教授の「紛争の解決を求める者に部分社会論という憲法上明示の根拠のない理論を安易に持ち出して救済を拒否するのは、憲法上問題があり、「少なくとも、裁判を受ける権利を制限しうるような憲法上の根拠を示す必要がある」との見解等を引用し、「法律上の争訟」性が肯定される場合に裁判所が司法審査を拒むことは原則として許されないと指摘する。

(4) 最高裁は下級審裁判例と異なり「部分社会の法理」を極めて謙抑的に用いてきたこと

憲法 2 1 条 1 項の保障する「結社の自由」が、司法権の例外となる「憲法上の根拠がある場合」に該当しないことは、既に主張したとおりである（原告第 1 準備書面 1 3 頁以下）。

栗島意見書も、労働組合、宗教団体、強制加入団体等については、多くの下級審裁判例が「部分社会の法理」を用いているのに対し、最高裁は、大学、政党、地方議会の 3 つを除いて「部分社会の法理」を用いてこなか

ったと強調する。その具体例として、労働組合に関する三井美唄炭最大判と国労広島地本最判（原告第1準備書面13頁以下でも指摘している。）、宗教団体に関する種徳寺訴訟最判（最3小判昭和55年1月11日民集34巻1号1頁）、強制加入団体に関する南九州税理士会訴訟最判（最3小判平成8年3月19日民集50巻3号615頁）、群馬司法書士会訴訟最判（最1小判平成14年4月25日判時1785号31頁）を指摘する。また、企業内部における懲戒処分や配置転換が司法審査の範囲外となることはありえないことから、「自律的法規範をもつ団体内部の紛争に関して、その内部規律の問題にとどまる限り、司法審査が及ばない」との言明は正しくないとも指摘する（甲30・6～8頁）。

このように、過去の最高裁は、「部分社会の法理」の射程を慎重に限定している。労働組合、宗教団体、職業団体は、いずれも憲法21条1項の「結社」の自由により保障される自律的法規範をもつ団体であるが（なお、労働組合は憲法28条、宗教団体は憲法20条1項によっても、その自律権が憲法上保障される。）、「部分社会の法理」は適用されていない。そのため、たとえ政党であっても、憲法21条1項の保障が及ぶことのみをもって、「司法権」の例外となる「憲法上の根拠がある場合」に該当しない。

(5) 令和2年最大判による判例変更の意義

令和2年最大判が昭和35年最大判を判例変更したことで、法律上の争訟の①②の要件を満たす以上、司法審査をしなければ、原則として、憲法32条を侵害するとともに、憲法76条1項にも違反することになり、その例外が許容されるのは、あくまでも「憲法上の根拠がある場合」に厳格に限定されることは、既に主張したとおりである（訴状9頁以下）。

栗島意見書も、令和2年最大判を同様に理解しており、富山大学単位不認定訴訟最判の「自律的な法規範を有する特殊な部分社会における法律上の係争のごとき」といった、従来の一般的・包括的な「部分社会の法理」

を放棄し、司法審査の範囲を限定するに当たっても、地方議会の自律的権能について憲法上の根拠を明示したことに意義があるという。また、団体の自主的・自律的な解決に委ねるべきか否かを「一般市民法秩序と直接の関係を有」するか否かによって判断するという立場を放棄したことにも意義があると指摘する。栗島意見書は、このような最高裁の姿勢の背後には、訴状 11 頁で引用した宇賀克也裁判官補足意見の思考があるとも指摘する。

(6) 小括

以上のとおり、従前の原告の見解は、憲法学者による裏付けのあるものである。

2 政党内部の意思形成に参加することで国政に参加する権利は「法律上の地位」であること

党員たる地位が法律上の地位であることは、既に主張したとおりであるが（原告第 4 準備書面）、栗島意見書は、「党員たる地位の核心をなすのは、《党の意思形成に参加する権利》であると考えられる」と主張する（甲 30・11 頁）。そのため、本書面では、政党内部の意思形成に参画することで国政に参加する権利（同 9 頁）に関する主張を補充する。

(1) 政党は、議会制民主主義を支える不可欠の要素であり、国民の政治意思を形成する最も有力な媒体であること

八幡製鉄最大判は、「憲法は、政党の存在を当然に予定している」とし、さらに、政党は「議会制民主主義を支える不可欠の要素」であって、「国民の政治意思を形成する最も有力な媒体である」と判示している。また、共産党袴田最判も、政党は「国民がその政治的意思を国政に反映させ実現するための最も有効な媒体」と判示している。実際、今日の議会制民主主義において、政党をまったく介することなく、自身の政治的意思を

何らかの形で政治に反映させることは、事実上は不可能である。

栗島意見書は、「そうだとするならば、国民が政治に参加する権利は、国民一人ひとりに形式的に選挙権・被選挙権が認められ、表現の自由が保障されているというだけでは十分でなく、むしろ、政党の意思形成に実効的に参加する権利を保障することによって、はじめて実効的に保障され则认为すべき」であり、「党员たる地位は、議会制民主主義の国家において、政治に参加する権利を実効化するための重要な法律上の地位だといえ、除名を争っている本件事案が、法律上の争訟にあたることは論をまたない」と主張する。

もし、政党への意思形成に参加する権利が法的な権利として認められないとする立場があるとすれば、それは、政党を市民スポーツ団体などの純粋な私的結社と同視しているためだと解される。しかし、以下のとおり、政党は、純粋な私的結社と同視することはできない。

(2) 政党には党内民主主義が求められること

そもそも、政党には党内民主主義が要請されている。たとえば、共産党袴田訴訟の第1審判決（東京地八王子支判昭和58年5月30日判時1085号77頁）も控訴審判決（東京高判昭和59年9月25日判時1134号87頁）も、**政党の組織や運営が民主主義の原理に則ったものでなければならぬ旨を判示していた。**

その後、日本新党当選無効訴訟の第1審判決（東京高判平成6年11月29日判時1513号60頁）も、「現在における政党は、公共的任務又は役割を担った存在であり、**その組織はもとより、所属員に対する規律・統制等も民主的であるべき**」と判示した。

しかし、共産党袴田最判も日本新党当選無効訴訟最判も、こうした重要な説示を削除し、代わりに政党の「高度の自主性と自律性」を強調した。栗島意見書は、このような最高裁の立場には問題があると指摘する。

すなわち、ドイツのナチ党におけるヒトラー独裁の例を出すまでもなく、政党の内部秩序の問題は、文字通り、民主主義の生死に関わる問題である。にもかかわらず、政党を純粹に私的な結社とみなすことは、断じて許されることではない。それは、党幹部による中央集権的で独裁的な運営を容認し、もって民主主義の破壊を見過ごすことにつながりかねない、極めて危険な態度であるといえる。

上記のとおり、八幡製鉄最大判が「憲法は、政党の存在を当然に予定して」おり、「議会制民主主義を支える不可欠の要素」であり、「政党は国民の政治意思を形成する最も有力な媒体である」と明確に述べている以上、政党の内部秩序の問題は、日本国憲法が定める議会制民主主義、国民主権の問題であることを意味する（甲30・12～13頁）。

また、栗島意見書は、ドイツの著名な憲法学者で連邦憲法裁判所判事も務めたG・ライプホルツによる「政党が、中央集権的かつ権威的に指導される組織として市民と向き合うという事態が、回避されなければならない。…（中略）…政党国家的民主主義が機能するためには、政党それ自体が民主化されなくてはならない」との見解、政治学の教科書の「政党」の部分において「政党が大衆組織になるにつれて寡頭制的・中央集権的傾向を強め、指導者による専制支配的傾向が生まれる」との社会学者R・ミヘルスの見解を引用し、党内民主主義が重要であることは、ドイツに限らず、およそ議会制民主主義を採用する国において同様に当てはまるという。

実際に、次のとおり、諸外国の憲法においては、憲法上、党内民主主義が保障されている。

ドイツ基本法 21条1項	「政党は、国民の政治的意思形成に協力する。その設立は自由である。 <u>政党の内部秩序は、民主主義の諸原則に適合していなければならない。</u> 政党は、その資金の出所および用途について、
-----------------	---

	ならびにその財産について、公的に報告しなければならない。」
フランス第5共和制憲法4条1項	「政党および政治団体は、選挙における意思表示に協力する。政党および政治団体は自由に結成され、かつ自由に活動を行う。 <u>政党および政治団体は、国民主権と民主主義の原理を尊重しなければならない。</u> 」
イタリア共和国憲法49条	「すべての市民は、 <u>民主的な方法で</u> 国の政策の決定に参画するために、自由に政党を結成する権利を有する。」
スペイン憲法6条	「複数政党の存在は、政治的多元主義の表明であり、政党は、国民意思の形成および表明に協力し、かつ政治参加の基本的手段となる。政党の結成および活動の遂行は、憲法および法律を尊重し、それらに反しない限り自由である。 <u>政党の内部組織および活動は民主的でなければならない。</u> 」
大韓民国憲法8条2項	「政党は、その目的、 <u>組織および活動が民主的でなければならない</u> 、国民の政治的意思形成に参与するのに必要な組織を有しなければならない。」

(3) 現在は「政党＝結社」論は採用し得ないこと

これに対し、「政党は憲法21条にいう『結社』であり、他の私的結社と同様にみなすべきである」との見解（以下『**政党＝結社**』論という。）を前提に、戦後の我が国の憲法学説においては、党内民主主義を否定的に捉える見解が存在していた。

しかし、栗島意見書は、「政党＝結社」論の背景には、いわゆる改憲派

が、政党の特権を主張しつつ、政党条項を盛り込むための憲法改正を強く訴えていたことに対する護憲派の立場からの危機感ないし反発があったという政治的文脈が存在すると指摘し、憲法改正のアジェンダとして「政党」が議論されることが稀になった現在は、憲法学でも、政党の公的性格を正面から認めるような議論がされるようになったと指摘する（甲 30・14～15 頁）。

たしかに、日本国憲法は、ドイツ、フランス、イタリア、スペイン、韓国と異なり、政党に直接言及する特別の条項を持たないが、これらの国と同様、わが国でも、個々の政党が誰を候補者とし、あるいは、支援するか、また、政党がどのような政策を打ち出すかが、国家の意思形成過程にとって決定的な意味を持つ。

したがって、政党は、その出発点においては人々の任意かつ自発的な結合であったかもしれないが、現実の議会制民主主義において常に「公的」な役割を果たしている。

(4) 八幡製鉄最大判以後の公職選挙法の昭和 57 年改正及び平成 6 年改正により我が国は「政党国家」となったこと

繰り返しになるが、1970（昭和 45）年に下された八幡製鉄最大判は、「憲法は、政党の存在を当然に予定している」、政党は「議会制民主主義を支える不可欠の要素」とであると判断していた。

その後、1982（昭和 57）年、公職選挙法の一部を改正する法律（昭和 57 年法律第 81 号）の成立により、公職選挙法が改正され（以下「昭和 57 年改正」という。）、参議院選挙に比例代表選出制が導入された。これにより、八幡製鉄訴訟最大判の頃と異なり、「**政党の存在が国家制度の中に**取り込まれ、これによって**国家作用がなされる**」ようになった。

昭和 57 年改正により導入された拘束名簿式比例代表制においては、政党が、候補者の名簿順位の決定をみずから行うことになる。そのため、

政党が「国会議員の選定過程の最も重要な一部に関わ」り、「公的ないしは国家的性質を有」するようになったといえる。

したがって、党からの「除名」は、比例代表選出議員の候補者となる資格を奪うものであるから、憲法15条1項が保障する憲法上の権利である「立候補の自由」を奪う重大な処分であり、法律上の地位に対する影響があることは明らかであるから、党内部の問題として片付けてよいものではない。

その後、1994（平成6）年、公職選挙法の一部を改正する法律（平成6年法律第2号）の成立により、公職選挙法が改正され（以下「平成6年改正」という。）、参議院議員選挙のみならず衆議院議員選挙に小選挙区比例代表並立制が採用されるとともに、「政党本位」の選挙運動ルールが導入された。また、同時期には政党助成法も制定され、2025（令和7）年の政党交付金交付決定額は、合計で約315億円にもなっている（甲31）。現行法上の政党の位置づけについては、既に主張した通りであるが（原告第4準備書面参照）、衆参両院の議員の選挙において、「政党」が圧倒的な役割を果たすようになっており、もはや、わが国が「政党国家」であることは、何人も疑いえなくなった。

したがって、このような制度状況においては、政党の内部秩序の問題を各党の自律的な決定に任せて、裁判所はこれに介入しないという態度を採ることは許されない。

(5) 現在の憲法学説上「政党＝結社」論は通説ではないこと

こうした八幡製鉄最大判以降の公職選挙法改正があったからこそ、1990年代以降、かつての「政党＝結社」論には、様々な批判が加えられるようになった。

例えば、憲法学者である故西原博史早稲田大学教授は、日本の憲法学の有力説が「党内民主主義論を警戒する裏には、政党の憲法上の性格を一元

的に結社の自由に基づく社会団体と捉える考え方がある」とし、「この理解では、国民の信を託された票の行方は、私的団体の恣に委ね（ママ）られ」、「国政に対する個人の実効的な参加権」の確保ができなくなる問題を指摘する。

また、憲法学者である高田篤教授（元大阪大学）も、政党を「結社の自由」から考えることは、「政党に対するあらゆる助成や規制に関するルール形成を、人権に対する介入としてひとまずネガティブに評価」する点で、適切ではない。むしろ、「党内民主制や党員の権利についての法的規律は、民主制や政治的自由にとって有用であり、現在ますます必要となっている」と指摘する。

さらに、かつて東北大学助教授であった憲法学者の遠藤比呂通弁護士も、党内民主主義に関して、「首相となる各党党首をどのようにして選択するのか」、「拘束名簿式比例代表制の名簿の決定を恣意的に行ってもよいのであろうか」といったことを具体的な問題として挙げ、「日本国の選挙民が自分達で受託者を選択しているという自覚を持つためには、**公正な民主的な内部秩序を持った政党**に加入し、実際に投票権を行使するという以外に現在のところ方法はない」、「**政党の公的性格は、政治資金規制と拘束名簿式比例代表制の採用により、制度的にも否定しえなくなった**」と指摘する。

このように、憲法学上は、政党が担っている国家的・公的性格を認め、「党内民主主義」を憲法問題として真摯に受け止めるべきであるとの立場が、現在の通説的見解なのである。そのため、共産党袴田最判や日本新党当選無効訴訟最判のような政党の自律論は、現在において採用し得ない（なお、日本新党当選無効訴訟最判は、公職選挙法の選挙長ないし選挙会の審査の対象を判断したものであり、主観訴訟の司法権の範囲に関するものではないことは、原告第1準備書面3頁、33～35頁において主

張したとおりである。)

(6) 小括

以上のとおり、このような政党の憲法上の位置づけを考慮すれば、政党内部の意思形成に参加することで国政に参加する権利は、「法律上の地位」であるといえる。

3 本件除名処分の違法性

(1) 政党における「公序」の具体的な内容

現在の憲法学の趨勢は、むしろ、日本新党当選無効訴訟第1審判決のように、「現在における政党は、公共的任務又は役割を担った存在であり、その組織はもとより、所属員に対する規律・統制等も民主的であるべき」であり、例えば、「除名にあたり、除名対象者を当該手続の主体とし、これに対し告知・聴聞の機会を与えることは、…（中略）…政党においても遵守されるべき公序というべきであり、これが遵守されなかったときには、……当該除名は公序良俗に反する無効なものと解する」べきであるとする立場である。

すなわち、第1に、憲法上、政党が自律的に定める規範は民主的な内容でなければならないという実体的な拘束が存在しており、異論や少数意見を認めないような規定について、裁判所はこれを、公序良俗に反するものとして無効としなければならない、ということである。ここで「民主的な内容」というのは、単に党首や幹部役員の選出プロセスが整えられていることを意味するだけでなく、個々の人事や論点について自由かつ闊達な議論が行えるように、構成員の権利もまた十分に保障されていなければならない。

第2に、特に少数派の立場にある構成員の権利を過剰に制約するような党の処分は、制裁権の濫用として違法となる、ということである。例え

ば、処分の理由の有無の認定が恣意的であるとか、処分の選択が不法な動機に基づき、あるいは制裁の目的を著しく逸脱するような場合が、これに当たる。もし、仮に、党首（ないし一部の党幹部）によってこのような恣意的な処分が行われる場合、構成員は萎縮し、自由な意見をためらうようになる。そうすると、当該政党はもはや民主的な組織運営を行っているとはいえないためである。

憲法学者である石原佳代子岡山大学講師は、「除名については、これが単に政党内で好ましくないものを外部に放り出すという手段として機能するのではなく、…（中略）…異論を述べることで除名がされるかもしれないという萎縮効果をもたらすものであることから〔加入希望者の受け入れと比べて——引用者注〕さらに厳密な考慮が必要である。除名は政党構成員に対する最も強い制裁であり、これがあまりにも容易に用いられるということは、政党内部に仮に異論が取り込まれても、この異論が封じられるということに繋がり得る。したがって、政党構成員の除名が許される場合については、単に政党内でその者が少数派の立場にあるというだけでは足りず、その者の存在が現実的に政党に内的安定性、外的統一性を決定的に害するという論証がなされることが必要である。」と指摘している。

ドイツ政党法10条4項においては、政党除名は、法律上、「規約に対する違反」ないし「政党の秩序や原則に対する違反」があり、かつ、それによって政党に「重大な損害が生じたとき」「はじめて」許されることになっていることから、除名処分が許されるか否かは、比例原則の観点からも審査がなされなければならない。

(2) 共産党袴田最判を前提としても規約の公序良俗違反は審査対象であること

共産党袴田最判は、「右処分の当否は、当該政党の自律的に定めた規範が公序良俗に反するなどの特段の事情のない限り右規範に照らし、右規

範を有しないときは条理に基づき、適正な手続に則ってされたか否かによって決すべきであり、その審査も右の点に限られる」と判示している。しかし、上記 2(5)のとおり、昭和 57 年改正及び平成 6 年改正を踏まえた政党の地位に鑑みれば、共産党袴田訴訟最判は、もはや先例としての意義を有しないところである。

また、民事訴訟法学者である竹下守夫教授は、共産党袴田最判の上記の説示を裁判所の審査を手続審査に限定したものと解して批判しているが、この批判は、上記の説示を正確に理解していない。むしろ、同じく民事訴訟法学者である上田徹一郎教授のように、規範の実体についても公序良俗に反しないことが要求されていると読むのが適切である。

憲法学者である高橋和之東京大学名誉教授も、当該説示のうち『自律的に定めた規範』には、実体的規範…（中略）…と手続的規範…（中略）…があり、『公序良俗に反するなどの特段の事情がない限り』はこの両者にかかると理解すべき」と指摘する。「つまり、自律的規範が実体的にも手続的にも公序良俗に反するものであってはならず、その点の審査は裁判所が行うべきことを判示している」というのである。

(3) 規約 5 条 5 項第 4 文は無効である

既に主張したとおり、本件除名処分は、規約 5 条 5 項第 4 文を根拠の一つとしているところ、規約 5 条 5 項第 4 文が無効であることは、既に主張したとおりであるが（訴状 28～31 頁）、栗島意見書を踏まえて、主張を補充する。

まず、被告を含む政党は、純粹に私的な結社と比較することはできないが、一定の範囲で憲法 21 条 1 項の「結社」の自由の保障が及び、自ら規則を制定し、それに基づいて黨員に処分を下す内部統制権を有している。他方、本件除名処分は、原告の「言論」ないし「出版」の自由という基本的人権（憲法 21 条 1 項参照）の行使を理由とするものでありから、憲法

条項の私人間効力ないし団体の統制権の限界の問題として検討されるべきことになる。

この点に関し、三井美唄炭鉱最判は、憲法 28 条に基づき、「労働組合は、その目的を達成するために必要であり、かつ、合理的な範囲内において、その組合員に対する統制権を有する」が、「統制権には、当然、一定の限界」があり、「立候補の自由は、憲法 15 条 1 項の趣旨に照らし、基本的人権の一つとして、憲法の保障する重要な権利であるから、これに対する制約は、特に慎重でなければならず」、「立候補を取りやめることを要求し、これに従わないことを理由に当該組合員を統制違反者として処分するがごときは、組合の統制権の限界を超えるものとして、違法といわなければならない」と判断している（訴状 30 頁参照）。

本件は、三井美唄炭鉱最判と次の 3 つの点で異なる。第 1 は、同最判は純粋な私的結社である労働組合の事案であるのに対し、本件は、公的ないし国家的な性格を強く有する「政党」の事案であるから、原告の憲法上の権利の保障がより強く及ぶことである。第 2 は、政党では「党内民主主義」の特別な要請が働いており、これが「公序」の内容をなすことである。第 3 は、本件で問題となっているのは、立候補の自由と比べて萎縮効果が働きやすい「表現」の自由であることである。

栗島意見書は、「党の決定〔に反する意見〕」を広く、緩やかな意味で解釈するならば、黨員たるもの、政治に関する事項のほとんどについて、事実上、自由な言論・出版ができないことになってしまうため、規定それ自体が公序良俗違反で無効になると指摘する。なぜなら、不明確な「党の決定」を振りかざして、党首（ないし党幹部）が、自身にとって不都合な人物を恣意的に排除したり、あるいは、党の政策について自由かつ闊達な議論を妨げることは許されないからである（甲 30・26 頁）。

(4) 原告は規約5条5項第4文に違反しない

栗島意見書は、仮に規約5条5項第4文が有効であるとすれば、「党の決定に反する意見…（中略）…を公表」というのは、党が正式に決定した綱領の一義的な文言に違反することが明らかである場合等のごく例外的な場面に限定して解釈しなければならないと主張する（甲30・26頁）。

本件において、党首公選制を禁止する「党の決定」も核抑止拔きの専守防衛論を禁止する「党の決定」も存在しないことは、既に主張したとおりである（原告第6準備書面35～37頁）。また、本件書籍の出版が「一義的な文言に違反」するものとも認められないから、原告が規約5条5項第4文に違反したとは言えない。

(5) 本件除名処分それ自体の公序良俗違反の補充

本件除名処分それ自体が公序良俗に違反することについては、既に主張したとおりであるが（訴状26頁以下）、栗島意見書を踏まえ、比例原則の観点から、主張を補充する。

万が一、原告の行為が規約に違反すると解することができるとしても、ただちに、最も強い制裁である本件除名処分が正当化されるわけではない。衝突する基本権同士の適切な調整（ないし比例性）という観点からは、そのような行為が繰り返し行われ、「その者の存在が現実に政党に内的安定性、外的統一性を決定的に害するという論証がなされる」場合にのみ、政党として、当該党員を除名することが認められるものと解される。

本件通知書（甲2）によれば、原告が本件書籍において「党首公選制」を実施すべきと主張したこと、「党内に存在する異論を可視化するようになっていない」と述べたことが除名の主たる理由とされている。しかし、このような言論は、仮に党幹部にとっては耳の痛い問題提起であったとしても、——否、むしろそうであるがゆえにこそ——当然に自由になされるべきものである。ここまで繰り返し述べてきたとおり、政党は「議会制

民主主義を支える不可欠の要素」であり、「国民の政治意思を形成する最も有力な媒体」として、強い公共的性格を担っていることから、党内の少数派からの異論に対しても原則として開かれた民主的な存在でなければならない。この観点からすれば、上述の言論をもって、最も強い制裁である除名処分を採ることは、憲法上、許されるものではない。

したがって、本件除名処分は、民法90条の「公序」の内容をなす比例原則に違反するものとしても無効である。

以 上